

令和5年度の公定価格等の額について

貴施設（事業）の令和5年度各月における1人当たり公定価格及び施設等利用給付費の額は、以下の表に記載のとおりです。
この内容により、令和5年度に貴施設（事業）を利用した教育・保育給付認定保護者及び施設等利用給付認定保護者に対し、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付費及び施設等利用給付費の額に係る法定代理受領の通知（※1）をお願いし、なお、額についてはR6.3.14現在の各施設の状況（利用子ども数、加算等の適用状況等）により算定しています。状況が変わった場合には額が変動す

（※1）子ども・子育て支援法に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14（第50条において準用する場合を含む。）及び第57条により、特定教育・保育施設等及び特定子ども・子育て支援提供者は、法定代理受領施設型給付費等の額について、当該保護者に通知しなければならないこととなっています。

（単位：円）

1 公定価格の額

認定区分	年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
教育認定子ども (1号認定子ども)	満3歳児	236,840	283,710	283,710	280,760	280,760	280,760	280,760	280,760	280,760	280,760	280,760	283,980	
	3歳児	236,840	229,450	229,450	226,500	226,500	226,500	226,500	226,500	226,500	226,500	226,500	229,720	
	4歳以上児	218,750	211,360	211,360	208,410	208,410	208,410	208,410	208,410	208,410	208,410	208,410	211,630	
保育認定子ども (2・3号認定子ども)	標準時間 短時間	0歳児	207,470	211,600	207,430	211,410	211,300	211,230	211,230	211,180	211,160	211,180	211,160	209,820
			202,960	207,000	202,920	206,810	206,700	206,630	206,630	206,580	206,560	206,580	206,560	205,310
	標準時間 短時間	1・2歳児	121,200	123,570	121,160	123,380	123,270	123,200	123,200	123,150	123,130	123,150	123,130	123,550
			116,690	118,970	116,650	118,780	118,670	118,600	118,600	118,550	118,530	118,550	118,530	119,040
	標準時間 短時間	3歳児	71,630	72,780	71,590	72,590	72,480	72,410	72,410	72,360	72,340	72,360	72,340	73,980
			67,120	68,180	67,080	67,990	67,880	67,810	67,810	67,760	67,740	67,760	67,740	69,470
	標準時間 短時間	4歳以上児	54,540	55,340	54,500	55,150	55,040	54,970	54,970	54,920	54,900	54,920	54,900	56,890
			50,030	50,740	49,990	50,550	50,440	50,370	50,370	50,320	50,300	50,320	50,300	52,380

※副食費徴収免除対象者は、上記の額に下記の額を加えた額となります。

認定区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号認定子ども	4,700	4,700	4,700	4,700	4,230	4,700	4,700	4,700	3,990	4,230	4,460	3,520
2号認定子ども	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700

- 各年齢区分において、子どもが在籍していない月についても1人当たり公定価格の額を記載しています。
- 月を通じて在籍する子どもに係る額を記載しています。月途中で入退所した場合にあっては、当該額を日割計算した額となります。

2 施設等利用給付費の額

施設等利用給付（2号・3号）認定子どもが預かり保育を利用した場合、月額11,300円（満3歳児は月額16,300円）を上限に給付

幼稚園の預かり保育の無償化となる額（月額）	「450円×利用日数」と「実利用料」を比較して小さい額
-----------------------	-----------------------------

令和5年度の公定価格等の額について

貴施設（事業）の令和5年度各月における1人当たり公定価格及び施設等利用給付費の額は、以下の表に記載のとおりです。
この内容により、令和5年度に貴施設（事業）を利用した教育・保育給付認定保護者及び施設等利用給付認定保護者に対し、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付費及び施設等利用給付費の額に係る法定代理受領の通知（※1）をお願いし、なお、額についてはR6.3.14現在の各施設の状況（利用子ども数、加算等の適用状況等）により算定しています。状況が変わった場合には額が変動す

（※1）子ども・子育て支援法に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14（第50条において準用する場合を含む。）及び第57条により、特定教育・保育施設等及び特定子ども・子育て支援提供者は、法定代理受領施設型給付費等の額について、当該保護者に通知しなければならないこととなっています。

（単位：円）

1 公定価格の額

認定区分	年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
教育認定子ども (1号認定子ども)	満3歳児	126,030	126,030	126,030	126,030	126,030	126,030	126,030	126,030	126,030	126,030	126,030	126,030	
	3歳児	126,030	126,030	126,030	126,030	126,030	126,030	126,030	126,030	126,030	126,030	126,030	126,030	
	4歳以上児	107,940	107,940	107,940	107,940	107,940	107,940	107,940	107,940	107,940	107,940	107,940	107,940	
保育認定子ども (2・3号認定子ども)	標準時間 短時間	0歳児	272,810	278,280	272,770	278,090	277,980	277,910	277,910	277,860	277,840	277,860	277,840	275,160
			253,530	258,600	253,490	258,410	258,300	258,230	258,230	258,180	258,160	258,180	258,160	255,880
	標準時間 短時間	1・2歳児	186,540	190,250	186,500	190,060	189,950	189,880	189,880	189,830	189,810	189,830	189,810	188,890
			167,260	170,570	167,220	170,380	170,270	170,200	170,200	170,150	170,130	170,150	170,130	169,610
	標準時間 短時間	3歳児	136,970	139,460	136,930	139,270	139,160	139,090	139,090	139,040	139,020	139,040	139,020	139,320
			117,500	119,590	117,460	119,400	119,290	119,220	119,220	119,170	119,150	119,170	119,150	119,850
	標準時間 短時間	4歳以上児	119,880	122,020	119,840	121,830	121,720	121,650	121,650	121,600	121,580	121,600	121,580	122,230
			100,410	102,150	100,370	101,960	101,850	101,780	101,780	101,730	101,710	101,730	101,710	102,760

※副食費徴収免除対象者は、上記の額に下記の額を加えた額となります。

認定区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号認定子ども	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2号認定子ども	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700

- 各年齢区分において、子どもが在籍していない月についても1人当たり公定価格の額を記載しています。
- 月を通じて在籍する子どもに係る額を記載しています。途中で入退所した場合にあっては、当該額を日割計算した額となります。

2 施設等利用給付費の額

施設等利用給付（2号・3号）認定子どもが預かり保育を利用した場合、月額11,300円（満3歳児は月額16,300円）を上限に給付

幼稚園の預かり保育の無償化となる額（月額）	「450円×利用日数」と「実利用料」を比較して小さい額
-----------------------	-----------------------------